

紙屋町・八丁堀周辺地区の歩道上における
自転車駐車場整備及び管理運営事業者募集要領

令和5年10月
広島市道路交通局

紙屋町・八丁堀周辺地区における自転車駐車場の整備及び管理運営事業者募集要領

1 事業の目的

本市では、通勤や通学、買物、観光など様々な場面で自転車がより一層活用されるよう、「広島市自転車都市づくり推進計画」（令和2年3月改訂）に基づいて、駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進しています。

都心部の市営駐輪場においては、満車状態が慢性化し、買物目的の利用者等が利用できない状況にあることから、民間事業者による路上駐輪場の整備促進に取り組んでおり、紙屋町・八丁堀周辺地区においては、平成26年度から事業運営を行っています。

この度、約10年間の事業期間が終了することから、同地区における駐輪場整備及び管理運営を行っていただく事業者を新規公募します。

2 事業の概要

事業者は、資料1に示す道路について道路管理者から道路占用許可を受けた上で、駐輪場の案内板、標識、区画線、柵、照明、駐輪場として必要な機器・舗装・配線・駐輪器具などの施設（以下、「駐輪施設」という。）を整備し、その後の管理運営を行います。

事業者は、駐輪施設の整備・維持管理・管理運営にかかる費用や道路占用料、応募にかかる費用等、事業を実施するにあたり必要な一切の費用を負担するものとします。

(1) 整備箇所等（資料1を参照）

	整備箇所	路線名	備考
①	中区本通10番地先	中1区201号線 中1区202号線 中1区178号線	放置規制区域内
②	中区銀山町1、3、4番地先 中区橋本町9、10番地先	県道広島海田線	放置規制区域内
③	中区鉄砲町5番地先 中区八丁堀5番地先	中1区御幸橋三篠線	放置規制区域内

（注）表に掲載している整備箇所について一括して事業者を公募します。

(2) 供用開始

令和6年4月の供用開始を前提として提案してください。供用開始日については、本市と協議の上決定していただきます。

(3) 事業期間

事業期間は令和16年3月31日までとしますが、事業者の維持管理及び運営状況を踏まえ、本市、事業者の双方が合意すれば更新もできるものとします。

なお、道路占用許可は1年ごとに更新するものとされており、道路占用許可が取り消された場合や事業継続に支障があると認められる場合などには、事業を終了することがあります。

3 事業の内容

事業者は、道路管理者から道路占用許可を受け、駐輪場を整備し、管理運営等を行います。

(1) 事業者が行う業務の範囲

- ① 駐輪場として必要な駐輪施設の整備
- ② 駐輪場の利用や料金徴収等の管理運営全般
- ③ 駐輪施設の維持管理全般
- ④ 管理運営上発生するトラブルへの対応
- ⑤ 駐輪場内とその周辺における清掃活動
- ⑥ 駐輪場の利用率向上のための取組
- ⑦ 自転車利用者のルール遵守・マナー向上のための啓発活動

(2) 事業の基本的条件

① 道路占用許可条件等の遵守

事業者は、道路管理者から道路占用許可を受けた際の許可条件及び交通管理者から道路使用許可を受けた際の許可条件（以下、「道路占用許可条件等」という。）を遵守していただく必要があります。道路占用許可条件等を遵守せずに、道路管理者又は交通管理者から許可を取り消された場合は、駐輪場の管理運営ができなくなり、事業者との協定を解除することとなりますので、十分注意してください。

② 事業上の制約

ア 道路工事等による駐輪場の範囲の変更

事業期間中であっても、道路工事等公益上やむを得ないと認める場合や、道路管理者から占用許可の取り消しや許可条件を変更された場合などにおいて、駐輪施設の改築、移転及び除却若しくは原状回復を命じることがあります。この変更等に伴って生じる費用や損失については、全て事業者の負担となります。ただし、それが道路管理者及び本市以外の行為によるものである場合は、その限りではありません。

イ 広告物の設置・掲出及び飲料等自動販売機設置の禁止

駐輪場内では、駐輪施設等への貼付も含めて自転車駐車場の管理運営事業と無関係な広告物の設置及び掲出、また、飲料等自動販売機の設置は一切認めません。

③ 事業者の収入

駐輪場の利用者が支払う利用料金は、すべて事業者の収入とします。

④ 一括下請負の禁止

事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ書面により本市の承認を得た場合は、当該事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することができます。なお、事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託する場合は、下請契約の締結に際し、本募集要領の欠格事項に該当する者を選定しないようにしてください。

⑤ 法令の遵守

当該事業の実施にあたっては、道路法、道路交通法、通達ほか関係法令の規定を遵守してください。

(3) 提案にあたっての基本的条件

① 駐輪施設等整備関係について

ア 現在設置している駐輪施設について、全部又は一部を継続使用する場合は、現事業者（アマノマネジメントサービス㈱）と継続使用に関する合意書（様式は任意、双方の代表者印を押印）を提出してください（現事業者と同一事業者が申請する場合を除く）。

継続使用する場合は、提案図面等に継続使用することがわかるよう記載して下さい。

イ **資料1**にある駐輪場整備箇所に、一定時間内は無料の取り扱いができる無人管理型駐輪機器を設置してください。駐輪形式は平面式のみとし、2段式は認めません。なお、駐輪機器は十分な安全性及び耐久性を備えたものとし、前輪を固定するラック式とします。（チェーン式自転車施錠装置は認めません。）

整備台数は、200台以上とし、平面式ラックの配置間隔は0.4m以上にするとともに、電動アシスト自転車やチャイルドシート付自転車の駐輪にも配慮してください。

また、駐輪施設の設置において、照明器具などの設置等、駐輪場利用者や歩行者等の安全を十分考慮したものとしてください。

ウ 全ての駐輪場の駐輪施設や路面の舗装については、本市の都心の景観に配慮した統一感あるデザインを提案してください。色彩等については、広島市景観計画に定められた基準を参考にしてください。

エ 駐輪スペースには、区画線（W=0.15m 白線）を施工してください。

オ 整備に係る上記条件を踏まえ、駐輪施設の配置計画図を提案していただきます。本募集要領で使用している図面のCADデータの提供を希望される事業者は、当課のメールアドレス宛に、CADデータが必要な旨を連絡してください。連絡いただいた事業者宛にCADデータを送信します。

（広島市道路交通局自転車都市づくり推進課メールアドレス：jitensha@city.hiroshima.lg.jp）

カ 工事方法や工程等については、事前に本市と協議し、承認を受けてください。なお、協議内容によっては、あらかじめ事業者から提案された駐輪施設の整備内容が一部承認されないことがあります。工事にあたっては、沿道関係者に工事に関するお知らせ文を配布するなど十分な周知を図ってください。また、広島中央警察署と協議調整の上、必要な手続きを行ってください。さらに、駐輪施設の整備に伴う電気・通信線の地中配管工事の実施に際して、すでに埋設されている各公営企業体との調整も事業者が行ってください（電気及び通信の開設手続き等も含まれます。）。

② 利用形態関係について

ア 営業日は1月1日～12月31日とし、24時間利用可能な駐輪場とします。ただし、整備箇所①（中区本通10番地先）については、「えびす講大祭」開催期間中（毎年11月18日～20日）及び「とうかさ」開催期間中（毎年6月第1週の金曜日、土曜日、日曜日（6月1日が土曜日の場合は第2週））の営業を休止していただきます（両イベントの準備期間（開催期間前後1日づつ）も休止となります。）。

イ 利用種別は一時利用に限定します。料金徴収において、回数券のほか、広島市内で使用可能

な電子マネー、プリペイドカード等の採用は可能です。

ウ 料金設定は、利用者の利便性に配慮した時間料金制などを駐輪場整備箇所ごとに提案してください。ただし、無料時間（30分間以上を必ず設定）をできるだけ長く設定した上で、提案してください。

③ 管理運営関係について

ア 全ての駐輪場において、利用者等からの問い合わせ・クレームへの対応や緊急時及び駐輪施設のトラブルへの対応等のため、24時間365日迅速に対応できる連絡体制及び巡回体制を構築してください。

イ 駐輪場内は、実情に応じた頻度で清掃を行い、常に良好な環境を維持してください。また、駐輪場外についても、実情に応じた頻度で清掃を行い、良好な環境の維持に努めてください。なお、駐輪場外の清掃範囲については、提案内容を踏まえ、本市と協議の上決定していただきます。

ウ 駐輪場内の不正駐輪等への対応を提案するとともに、駐輪場内にその対応内容を掲示してください。

④ その他

現在の紙屋町・八丁堀周辺地区の歩道上における路上駐輪場では、直近の道路占用料の推移は以下の通りとなっています。

- ・令和3年度 約4,773千円/年
- ・令和4年度 約5,058千円/年
- ・令和5年度 約5,567千円/年

(4) 提案項目

申請者は、下記の記載事項に従って、各項目について提案してください。なお、提案はできるだけ具体的に記載してください。

① 提案図面（様式 任意）

全ての駐輪箇所における駐輪施設（駐輪器具、料金徴収機など）の配置計画図を作成してください。

② 駐輪施設の能力等に関する提案（様式7）

駐輪施設の能力等に関する提案書を作成してください。

③ 事業運営等に関する提案

以下の提案項目については、事業計画書を作成してください。

ア 景観に配慮した駐輪施設の計画案（様式8-1）

全ての整備箇所における駐輪施設の特徴・形態意匠（デザイン・色彩）について記載してください（イメージ図等を添付してください）。

イ 駐輪場の維持管理方法（様式8-2）

駐輪ラックや料金徴収機などの全ての駐輪施設の日常維持管理方法と保守点検内容・実施手順（法令点検等も含む）、不具合発生時の修繕措置や更新の考え方などについて、具体的に記載してください。また、駐輪場及び周辺の清掃について、その内容及び頻度等について具体的に記載してください。

さらに、駐輪場内における自転車盗難等に対する防犯対策について、具体的に記載してください。

ウ 料金設定の考え方（様式 8-3）

利用者サービスと有効利用の観点から、料金設定の考え方を具体的に記載してください。

エ 駐輪場の管理体制（様式 8-4）

駐輪場管理における組織体制、責任体制、人員体制、人員配置について具体的に記載するとともに、利用者からのクレーム等（駐輪器具の故障・トラブル、利用者等からの問い合わせ等）に対する処理対応方法について、具体的に記載してください。また、係員の巡回にあたり、人数・巡回時間、巡回頻度などを具体的に記載してください（必要に応じ、図面等に表示してください）。平日、祝休日で内容に区別がある場合は、分けて記載してください。

オ 危機管理体制並びに災害時の対応（様式 8-5）

緊急時の連絡体制や想定されるリスクごとの対応方法、地震・台風その他災害時等の対応方法について、具体的に記載してください（必要に応じて、緊急対応マニュアル等を添付してください）。

カ 駐輪場内の不正駐輪等への対応（様式 8-6）

駐輪場内における自転車の放棄、チェーン等で駐輪場の柵等に結び付ける行為や、ラック間に自転車を駐輪するなどの不正駐輪行為に対する対応方法について、具体的に記載してください。

キ 駐輪場の利用率向上のための取組（様式 8-7）

駐輪場の利用率向上に向けた取組（満空情報の表示、駐輪場の PR など）を具体的に記載してください。

ク 幅が広い自転車への対応（幅広の駐輪ラック）（様式 8-8）

電動アシスト自転車やチャイルドシート付自転車等の幅が広い自転車の駐輪への対応方法について、具体的に記載してください。

ケ 自転車利用者のルール遵守・マナー向上のための啓発活動（様式 8-9）

自転車利用者のルール遵守・マナー向上のための啓発活動を具体的に記載してください。

4 その他の事項

(1) 事業者は、毎年度事業終了後 30 日以内及び本市が必要と認めるときは、次の①から④を記載した事業報告書を提出してください。また、毎月の利用状況等（①、②）については、翌月の 10 日までに報告書を提出してください。

- ① 管理運営業務の実施状況（故障・清掃・クレーム等）及び利用状況
- ② 利用料金の収入実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ その他市長が必要と認めるもの

本市は、事業報告書等に基づき、事業者の業務が協定内容等を満たしていないと判断した場合、必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行います。それでも改善が見られない場合は協定解除などの措置を講じることがあります。

(2) 事業者は、毎年 3 月末日までに管理業務にかかる次年度の事業計画書及び直近事業年度の財務諸

表を提出してください。

- (3) 資金調達、物価・金利の変動、施設競合による需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、事業者において負担してください。本市が事業上のリスクを負担することはありません。
- (4) 事業者は、本業務の遂行に関連又は起因して、利用者その他第三者に損害を与えた場合には、自己の責任と費用において賠償する等対応するものとします。なお、第三者責任の履行に際し、本市が事業者に代わり第三者に対して賠償した場合は、事業者は本市が賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を本市に支払うものとします。
- (5) 事業者は、本事業における本市又は利用者その他第三者に対する事業者の責任を履行するため、損害賠償事故の補償を可能とする保険へ加入し、本市に保険証書（写し）を提出するものとします。
- (6) 事業期間満了時又は事業者の自己都合などにより事業を廃止する場合、原則として事業者が自らの費用負担において設置した駐輪施設等を撤去し、原状回復してください。ただし、本市が駐輪施設の残置を認め、かつ本市が指定する次期事業者と駐輪施設の全部又は一部の継続使用について、事業者間で合意した場合は、駐輪施設等を次期事業者に引き継ぐことができます。
- (7) 本市は、以下の場合には事業者との協定を解除することがあります。この場合、事業者の損害に対して本市は賠償しませんが、協定解除に伴う本市の損害については、事業者に損害賠償を請求することがあります。
 - ① 供用開始後、事業者が提案内容を実施しなかった場合及び相当期間内に実施する見込みがないと判断した場合
 - ② 本市が管理運営業務の実施状況等について報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をした場合において、事業者がその指示に従わなかった場合
 - ③ 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合で、事業者に対して是正通告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めたにもかかわらず、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合
 - ④ 事業者が民事再生あるいは会社更生手続きに入るなど財務状況が著しく悪化し、事業の継続が困難と認められる場合
 - ⑤ その他市長が事業者に事業を継続させることが適当でないと認めるとき

5 申請資格に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 申請者は、駐輪場の管理運営の実績がある法人で、駐輪場の管理運営を行う上で、人的かつ財産的な管理能力を有するものとします（個人は申請資格を有しません）。
- ② 複数団体で共同申請する場合は、ジョイント方式により構成された団体の構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。
当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独でこの募集に申請することはできません。

(2) 欠格事項

申請者が申請日において、次に掲げるいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

- ① 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日において、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 - ② 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - ③ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- ※ ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。
- ※ 暴力団等は、欠格事項①により選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

6 応募方法

(1) 募集要領の配布

- ① 配布期間
令和5年10月27日（金）から令和5年11月8日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ② 配布場所
広島市道路交通局自転車都市づくり推進課（広島市役所本庁舎8階）
※広島市ホームページでもダウンロード可能

(2) 募集に関する質問事項の受付及び回答方法

- ① 受付期間
令和5年10月27日（金）から令和5年11月10日（金）まで
- ② 受付方法
所定の質問票（様式10）により、自転車都市づくり推進課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。
電話連絡は午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ③ 回答
令和5年11月17日（金）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(3) 提案書の提出

- ① 受付期間
令和5年11月24日（金）から令和5年12月7日（木）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ② 提出場所
広島市道路交通局自転車都市づくり推進課（広島市役所本庁舎8階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
- ③ 提出方法
持参又は郵送（特定記録郵便等の記録が残る郵送方法とし、上記期限までの**必着**とします。）
※FAX、電子メールでの提出はできません。

(4) 提出書類・提出部数

「提出書類一覧」(別添1)のとおりです。

提出部数は、正本1部、写し7部の合計8部を提出してください。書類の写しは、カラーコピーとするなど正本と同様の判断ができるものとしてください。

提出された書類は、選定委員会での審査資料となりますので、申請書類にページ番号を入れるとともに、提出書類一覧の順に整理して、項目ごとに右端にインデックスラベルをつけるなど、分かりやすいものにした上、1部ごとにA4の紙ファイルもしくはチューブファイルに綴って提出してください。

(5) その他留意事項

- ① 1団体(1グループ)が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- ② 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- ③ 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- ④ 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑤ 本市が必要と認める場合、申請書類の提出後に、申請者に対してヒアリングを実施することがあります。
- ⑥ 申請を辞退するときは、辞退届(様式11)を提出してください。ただし、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ⑦ 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- ⑧ 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- ⑨ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は事業者候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑩ 提出した申請書類は公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

7 審査及び選定方法等

(1) 審査・選定方法

市内部関係課で構成する「紙屋町・八丁堀周辺地区における自転車駐車場整備及び管理運営事業者選定委員会」(以下、「委員会」という。)において提出書類を審査し、本市で定めた評価基準(別添2)をもとに250点満点で評価の上、各委員が算出した得点の平均点により、各順位を決定します。点数が同点となった場合は、委員の多数決によって各順位を決定します。

ただし、最高得点者の点数が130点に満たない場合は不調となります。

(2) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 募集要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

- ③ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合
- ④ 申請日以後において募集要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- ⑤ その他不正行為があった場合

(3) 選定結果の通知および公表

申請者に対し、12月下旬（予定）に通知します。また、選定結果を広島市ホームページへの掲載により公表します。

(4) 協定の締結

本市は、第1順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、協定を締結します。第1順位の候補者との協議が成立しない場合には、次点者と順次協議を行います。なお、これらの者が募集要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、協定は締結しません。

(5) その他

委員及び広島市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

【問い合わせ先】

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課	担当：村上・川原
TEL 082-504-2349	Fax 082-504-2379
メールアドレス jitensha@city.hiroshima.lg.jp	
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	

提出書類一覧

※様式は資料 2 を参照

	提出書類	注意事項	様式*
	紙屋町・八丁堀周辺地区の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業者選定申請書（単独団体）	単独団体：指定の様式に必要事項を記入してください。	1
①	紙屋町・八丁堀周辺地区の歩道上における自転車駐車場整備及び管理運営事業者選定申請書（ジョイント方式により構成された団体）	ジョイント方式により構成された団体：指定の様式に必要事項を記入してください。	1-1
	ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状	指定の様式に必要事項を記入してください。 （※単独団体は提出不要）	1-2
②	誓約書	指定の様式に必要事項を記入してください。	2
③	団体の概要	指定の様式に必要事項を記入してください。 設立趣旨、事業内容、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるものを添付してください。	3
④	役員名簿	法人にあっては、代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者全員について記入してください。	4
⑤	定款又は寄付行為、規約その他これらに類する書類	最新のものとしします。	任意
⑥	法人の登記事項証明書	3か月以内に発行されたものとしします。	証明書 (原本)
⑦	印鑑証明書	3か月以内に発行されたものとしします。	証明書 (原本)
⑧	財務書類 （内訳）最近3事業年度における法人税申告書の写し（税務官署受付印のあるもの。ただし e-tax の場合は受信通知などが確認できること）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要です。	任意

	提出書類	注意事項	様式
⑨	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3(法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3か月以内に発行されたもの)を提出してください。	証明書 (原本)
⑩	広島市税について、未納の税額がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書(3か月以内に発行されたもの)を提出してください。	証明書 (原本)
⑪	有料駐輪場整備の施工実績	指定の様式に必要事項を記入してください。	5
	有料駐輪場の管理運営実績	指定の様式に必要事項を記入してください。	5-1
⑫	申請者の活動拠点	指定の様式に必要事項を記入してください。 根拠資料も添付してください。	6
⑬	現在設置している駐輪施設の継続使用に関する合意書 (※継続使用する場合のみ提出)	現事業者との継続使用に関する合意書(双方の代表者印を押印) (※現事業者と同一事業者の場合は提出不要)	任意
⑭	配置計画図	駐輪施設の配置計画図を作成してください。	任意
⑮	駐輪施設の能力等に関する提案書	指定の様式に必要事項を記入してください。	7
⑯	事業計画書(1) 【景観に配慮した駐輪施設の計画案】	指定の様式に必要事項を記入してください。 イメージ図等を添付してください。	8-1
	事業計画書(2) 【駐輪場の維持管理方法】	指定の様式に必要事項を記入してください。	8-2
	事業計画書(3) 【料金設定の考え方】	指定の様式に必要事項を記入してください。	8-3
	事業計画書(4) 【駐輪場の管理体制】	指定の様式に必要事項を記入してください。 必要に応じ、図面等に表示してください。	8-4
	事業計画書(5) 【危機管理体制並びに災害時の対応】	指定の様式に必要事項を記入してください。 必要に応じ、緊急対応マニュアル等を添付してください。	8-5
	事業計画書(6) 【不正駐輪等への対応】	指定の様式に必要事項を記入してください。	8-6
	事業計画書(7) 【利用率向上のための取組】	指定の様式に必要事項を記入してください。	8-7
	事業計画書(8) 【幅が広い自転車への対応(幅広の駐輪ラック)】	指定の様式に必要事項を記入してください。	8-8
	事業計画書(9) 【自転車利用者のルール遵守・マナー向上のための啓発活動】	指定の様式に必要事項を記入してください。	8-9

	提出書類	注意事項	様式
⑰	収支計画書	指定の様式に必要な事項を記入してください。 収入見込みの積算根拠を提出してください。	9
⑱	質問書	質問事項がある場合、本書式による書面においてのみ取り扱います。	10
⑲	辞退届	提案書提出後に辞退される場合に提出していただきます。	11
⑳	選定結果通知用封筒一式	長形3号封筒に選定結果の送付先を明記し、切手(84円)貼付したものを1通	長形3号

評価基準

評価項目	内容
申請者に関する項目 【55点】	団体経営における理念・方針
	有料駐輪場整備の施工実績
	有料駐輪場の管理運営実績 (30台以上のもの)
	財務状況 (直近3事業年度の経営状況等)
	申請者が市内企業であるか もしくは市内に支店等があるか
施設的能力等に関する項目 【60点】	駐車台数(配置計画案)
	監視カメラの有無
	紙幣利用対応の有無
	電子マネー対応の有無
	プリペイドカードの導入
	料金徴収機の設置数
	領収書発行機能の有無
	料金徴収機にテレビカメラ内蔵の有無
	料金徴収機にインターホーン(電話)内蔵の有無
	自転車の盗難防止機能(暗証番号等)の有無
	その他の機能
事業運営等に関する項目 【135点】	景観に配慮した駐輪施設の計画案 (特徴・形態意匠(デザイン・色彩)の計画案)
	駐輪場の維持管理方法
	料金設定の考え方
	駐輪場の管理体制
	危機管理体制並びに災害時の対応
	コールセンターの有無
	駐輪場内の不正駐輪等への対応
	駐輪場の利用率向上のための取組 (満空情報の表示、駐輪場のPRなど)
	幅が広い自転車への対応(幅広の駐輪ラック)
	自転車利用者のルール遵守・マナー向上のための啓発活動
収支計画	
合計【250点】	